主 本件訴訟を青森地方裁判所に移送する。 理 由

本件訴訟(注・旧被告青森市)については、昭和四三年一月二四日当審において 被告の変更を許す旨の決定をしたので、地方自治法二四二条の二の五、六項、行政 事件訴訟法四三条三項、四〇条二項、一五条七項により、青森市役所の所在地を管 轄する原審裁判所に移送すべきである。

(要旨〉ところで行政事件訴訟法一五条七項による移送の裁判は判決、決定のいずれをもつてすべきかについてなん</要旨〉ら規定するところがないが、同条が上訴において被告変更の決定をした場合、訴訟を管轄裁判所に移送しなければなら下にとと定めたのは、被告の変更は、これによつて従前の被告に対しては、新たながあったものとみなされる(同条四項)と同時に変更後の被告に対しては、新た上訴審に提起することは、審級管轄に反することとを考慮したためにほか場合であると解される。とすると同条所定の移送は、管轄違いに基づく移送のり場であるというべきところ、民訴法三〇条所定の管轄違いによる移送は、ひとり事であるというべきところ、民訴法三〇条所定の管轄違いによる移送は、ひとり事であるというべきところ、民訴法三〇条所定の管轄違いによる移送は、日本のよりを明される。

よつて右裁判は決定をもつてすべきものとし、主文のとおり決定する。 (裁判長判事 鳥羽久五郎 判事 松平晃平 判事 飯沢源助)